



ICT 教育の推進に伴う教育用タブレット端末の活用について

～ 保護者のみなさまへ ～

山鹿市教育委員会

ICT 教育の目的

ICT 教育推進の大きな目的は、今後到来する Society5.0 時代を生き抜く力を身に付けること。

ICT 技術が日々革新される現代社会において必要とされる「情報活用能力」を身に付け、幅広く、自由な思考で創造的発想ができる人材を育成することです。

また、ICT 教育環境を整備することで、長期休校等の場合でも、すべての児童生徒の学びを保障することを目的としています。



タブレット端末の持ち帰りについて

タブレット端末は原則として、学校で保管します。

ただし、次のような場合には、児童生徒の自宅への持ち帰りを行う場合があります。

- ① 感染症の流行等により、学校が長期間休業となる場合。
- ② 入院等により、長期間登校ができない場合。
- ③ その他、教育委員会が必要と認める場合。

②のような個々の事情による場合は、学校へご相談ください。

また、病院等の許可が必要になる場合があります。



貸与物一覧

タブレット端末およびその周辺機器はすべて貸与になります。卒業時や転校時には、すべて返却が必要です。

貸与物の内容は以下の通りです。

- ・ iPad 本体
- ・ 本体ケース
- ・ 充電器（アダプタおよびケーブル）
- ・ タッチペン
- ・ キーボード



持ち帰り時の注意事項については、次ページをご覧ください。

端末持ち帰り時の注意事項

子どもたちが次のことを守って安全に使用できるよう、端末を持ち帰った際は保護者のみなさまの見守りをお願いします。

○使用について

タブレット端末の使用については、学校でも指導を行いますが、ご家庭でも使い方などルールなど確認をお願いします。

また、使用状況については、管理者（教育委員会）で把握できるようになっています。

○Web 閲覧について

子どもたちを有害な情報から守るため、Web 閲覧にはフィルタリングをかけていますが、中にはフィルタリングをすり抜けてしまう場合もあります。

不適切な閲覧を確認されましたら、ご家庭でも指導をお願いします。

また、閲覧状況については、管理者（教育委員会）で把握できるようになっています。

○アプリのインストールについて

アプリは、管理者で一括管理しており、個々で自由にインストールすることはできない仕様になっています。

○充電について

学校でも授業で使用しますので、登校時にはフル充電で持ってくるようにしてください。授業中に電源が切れてしまうと、クラス全体に支障が出てしまいます。

○端末の確認について

学校から課題や連絡事項が送られてくる場合があります。

子どもたちには、帰宅したらタブレットを確認するよう指導しますが、特に小学校低学年のお子様には、確認したかどうかお声がけいただけると助かります。

○破損・紛失について

端末および周辺機器を破損もしくは紛失した場合は直ちに学校へ知らせてください。特に端末の紛失の場合は、GPS での検索が可能のため、連絡が早ければ早いほど発見率が高くなります。

また、使用者の責による破損・紛失と判断された場合は、原状復帰にかかる費用を請求させていただきますので注意してください。

○確認書の提出について

端末の貸し出しは注意事項（本紙）を読んでいただき、理解した旨の確認書の提出が前提となります。

ICT 教育の推進には、保護者のみなさまのご協力が不可欠です。何卒ご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。